

栃木県警察重要事件等捜査本部運営要綱について

(平成27年8月27日)

(栃刑総第17号他)

社会的反響の大きい重要事件又はこれに発展するおそれのある事件の発生を認知し、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めるときは、重要事件等に係る捜査本部を設置しているところであるが、その効率的運営を図るために必要な事項を定めている。